

議員提出議案第2号

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

この議案を別紙のとおり提出する。

令和3年3月26日

野坂道明

伊藤保

藤井一博

浜田妙子

興治英夫

中島規夫

内田博長

浜崎晋一

西川憲雄

川部洋

澤紀男

鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産、育児、介護その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p> <p>(発言の取消又は訂正)</p> <p>第54条 発言した議員は、その会期中に限り議会の許可を得て発</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産その他の事故</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>(発言の取消又は訂正)</p> <p>第54条 発言した議員は、その会期中に限り議会の許可を得て発</p>

言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(請願書の記載事項等)

第80条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所(法人の場合は、その所在地)及び氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)並びに請願を紹介する議員(以下「紹介議員」という。)の氏名を記載しなければならない。

2 請願者は、当該請願者が本人であること又は当該請願が自らの意思に基づくものであることを証するため、議長が別に定めるところにより、必要な書類を提出し、若しくは提示し、又は説明しなければならない。

3 略

(請願文書表)

第82条 略

2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、所管部門名、件名及び要旨、請願者の住所(法人の場合は、その所在

言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(請願書の記載事項)

第80条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者(法人の場合は、その代表者)が署名又は押印しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。

3 略

(請願文書表)

第82条 略

2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理月日、所管部門名、件名及び要旨、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはそ

地)及び氏名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）並びに紹介議員の氏名を記載する。

(陳情書の処理)

第85条 議長は、陳情書（これに類するものを含む。以下同じ。）で、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

2 陳情書の内容が請願に適合しないときその他請願書の例によることが適当でないときの陳情書の処理は、議長が別に定めるところによる。

(会議録の配布等)

第108条 会議録は、書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、議員及び関係者に配布し、又は提供する。

2 前項の規定により配布し、又は提供する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第54条の規定により取り消した発言は掲載し、又は記録しない。

の名称及び代表者の氏名）並びに紹介議員の氏名を記載する。

(陳情書の処理)

第85条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(会議録に掲載しない事項)

第108条 会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消を命じた発言及び第54条の規定により取り消した発言は掲載しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。